



山形県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年8月3日

山形県後期高齢者医療広域連合長

市川 昭男

山形県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例

第1条 山形県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例（平成19年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「第号」を「第15号」に、「第2条」を「第2条第2号」に改め、同条中第5号を第8号とし、第2号から第4号までを3号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の3号を加える。

- (2) 保有個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、行政文書に記録されているものに限る。
- (3) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (4) 保有特定個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、行政文書に記録されているものに限る。

第6条ただし書中「するとき」の次に「（特定個人情報にあつては、第1号に該当するときに限る。）」を加える。

第8条第1項中「個人情報を取り扱う事務」を「個人情報取扱事務」に改め、同条第3項各号列記以外の部分中「個人情報」の次に「（特定個人情報を除く。）」を加える。

第9条の見出しを「（個人情報の利用及び提供の制限）」に改め、同条第1項中「個人情報を取り扱う事務」を「個人情報取扱事務」に、「個人情報を当該実施機関内」を「保有個人情報（保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）を当該実施機関内」に改め、同項第5号及び第6号中「個人情報」を「保有個人情報」に改め、同条第2項中「個人情報」

を「保有個人情報」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(特定個人情報の利用の制限)

第9条の2 実施機関は、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために、保有特定個人情報を当該実施機関内において利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、個人の生命、身体又は財産の保護のため緊急かつやむを得ないと認められる場合であつて、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために、保有特定個人情報を当該実施機関内において利用することができる。ただし、保有特定個人情報を個人情報取扱事務の目的以外の目的のために当該実施機関内において利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

第10条各号列記以外の部分中「個人情報」を「保有個人情報」に改める。

第11条第1項中「個人情報を取り扱う事務」を「個人情報取扱事務」に、「その保有する個人情報」を「保有個人情報」に改め、同条第2項中「個人情報」を「保有個人情報」に、「き損」を「毀損」に改め、同条第3項中「個人情報」を「保有個人情報」に改める。

第13条第1項中「個人情報を取り扱う事務」を「個人情報取扱事務」に改め、同条第2項中「き損」を「毀損」に改める。

第14条第1項中「行政文書に記録されている」を「当該実施機関が保有する」に、「個人情報」を「保有個人情報（保有個人情報に該当しない保有特定個人情報を含む。以下この章において同じ。）」に改め、同条第2項中「未成年者又は成年被後見人の法定代理人その他実施機関が特別の理由があると認める者」を「次の各号の個人情報の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる者」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 保有個人情報（保有特定個人情報を除く。） 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は実施機関が特別の理由があると認める者
- (2) 保有特定個人情報 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人

第15条第1項第2号及び第2項、第16条並びに第18条から第20条までの規定中「個人情報」を「保有個人情報」に改める。

第22条中「個人情報」を「保有個人情報」に、「すべて」を「全て」に改める。

第23条第1項及び第2項並びに第24条中「個人情報」を「保有個人情報」に改める。

第25条第1項中「個人情報」を「保有個人情報（保有特定個人情報を除く。以下この項において同じ。）」に、「当該個人情報」を「当該保有個人情報」に改める。

第26条中「個人情報」を「保有個人情報」に改める。

第27条第1項中「行政文書に記録された」を削り、「個人情報」を「保有個人情報」に改める。

第28条第1項第2号、第29条、第30条及び第33条中「個人情報」を「保有個人情報」に改める。

第34条第1項中「行政文書に記録された」を削り、「個人情報（次に掲げるものに限る）」を「保有個人情報（次に掲げるものに限る。保有特定個人情報を除く。以下この条及び第35条第1項（各号列記以外の部分に限る。）において同じ）」に、「実施機関」を「当該保有個人情報を保有する実施機関」に改め、同項ただし書、同項第2号及び第3号中「個人情報」を「保有個人情報」に改め、同条第2項中「前項の規定による」の次に「保有個人情報の」を加え、「（以下「利用停止請求」という。）」を削り、「個人情報」を「保有個人情報」に、「とき。」を「とき」に改め、同条第3項中「利用停止請求」を「第1項の規定による保有個人情報の利用停止の請求」に改め、同条の次に次の1条を加える。

第34条の2 何人も、自己を本人とする保有特定個人情報（次に掲げるものに限る。以下この条及び次条第1項において同じ。）について、次項各号のいずれかに該当すると認めるときは、この条例の定めるところにより、当該保有特定個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有特定個人情報の利用停止に関して法令等により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

(1) 開示請求に基づき、開示を受けたもの

(2) 開示決定に係る保有特定個人情報であつて、第25条第1項の規定に基づき法令等の規定により開示を受けたもの

(3) 第20条第1項の規定により全部又は一部を開示しない旨の決定を受けたもの（第19条の規定により存否を明らかにしない旨及び当該保有特定個人情報を保有していない旨の決定を受けたものを除く。）

2 前項の規定による保有特定個人情報の利用停止の請求をすることができる保有特定個人情報の取扱い及びその措置は、次のとおりとする。

(1) 次のアからオまでのいずれかに該当するとき 当該保有特定個人情報の利用の停止又は消去

ア 第6条の規定による取扱いの制限を超えているとき。

イ 第9条の2の規定に反して利用されているとき。

ウ 第11条第3項の規定に反して保有されているとき。

エ 番号法第20条の規定に反して収集され、又は保管されているとき。

オ 番号法第28条の規定に反して作成された特定個人情報ファイル(番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。第44条において同じ。)に記録されているとき。

(2) 第10条の規定に反して電子計算機を結合して提供され、又は番号法第19条の規定に反して提供されているとき 当該保有特定個人情報の提供の停止

3 第14条第2項第2号の規定は、第1項の規定による保有特定個人情報の利用停止の請求について準用する。

第35条第1項中「利用停止請求を」を「第34条第1項の規定による保有個人情報の利用停止の請求又は前条第1項の規定による保有特定個人情報の利用停止の請求(以下「利用停止請求」という。)を」に改め、同項第2号中「個人情報」を「保有個人情報」に改める。

第36条中「当該個人情報」を「当該保有個人情報」に改める。

第38条第1項第2号及び第40条第2号中「個人情報」を「保有個人情報」に改める。

第44条第1項中「諮問に応じ調査審議する。」を「事項について調査審議を行い、広域連合長に意見を述べることができる。」に改め、同項第1号中「に関する諮問」を削り、同項第2号中「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律(平成25年法律第27号)」を「番号法」に、「諮問」を「事項」に改め、「同法第2条第9項に規定する」を削り、同項第3号中「個人情報保護制度」を「その他個人情報の保護制度」に改め、「について、特に広域連合長が必要と認める事項について行う諮問」を削り、同条第2項を削る。

第45条第1項中「持って」を「もって」に改め、同条第6項中「又」を「又は」に改め、同条第7項中「前各号」を「前各項」に改める。

第46条及び第47条第2項中「個人情報」を「保有個人情報」に改める。

第50条中「、若しくは実施機関が指定管理者に行わせる」を削り、「特定の個人情報」を「特定の保有個人情報」に改める。

第51条中「行政文書に記録された個人情報」を「保有個人情報」に改める。

第54条中「個人情報」を「保有個人情報」に改める。

第2条 山形県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

第2条中第8号を第9号とし、第5号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。

第9条の2第2項中「ために、保有特定個人情報」の次に「(情報提供等記録を除く。以下この項において同じ。)」を加える。

第33条第2項中「提供先」の次に「(情報提供等記録の訂正をした場合にあっては、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者(当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。))」を加える。

第34条の2第1項中「限る」の次に「。情報提供等記録を除く」を加える。

第35条第1項第2号中「保有個人情報」の次に「(情報提供等記録を除く。次条において同じ。)」を加える。

#### 附 則

この条例中第1条の規定は平成27年10月5日から、第2条の規定は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。